

審査基準及び標準処理期間

所属名	障害者支援課
内線番号	4599

No.	項目	内容
①	処分名	京都府心身障害者扶養共済制度 加入承認に係る処分
②	法令名	京都府心身障害者扶養共済条例
③	法令番号	昭和46年条例第8号
④	根拠条項	第4条第2項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第4条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に加入の申込みをしなければならない。 2 知事は、前項の規定による加入の申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、加入の承認をしなければならない。 (1) 加入の申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。 (2) 同一の心身障害者について、既に入加入の承認を受けた者(以下「加入者」という。)があるとき又は同時に2人以上の者から加入の申込みがあつたとき。
⑦	審査基準	京都府心身障害者扶養共済条例第2条(定義)、第3条(加入資格)、第4条(加入)
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	独立行政法人福祉医療機構
⑩	標準処理期間	60日
	経由機関	30日
	協議機関	20日
	当該処分機関	10日
⑫	問合せ	障害者支援課(075-414-4599)
⑬	備考	心身障害者扶養保険約款(第3条第1、2、3項) 京都府HP < http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000380001.html >